

2013年2月20日

第4回「中小企業における個人保証等のあり方研究会」

東京商工会議所目黒支部  
工業分科会副分科会長  
東立電機株式会社 代表取締役  
加藤 貴久



債務者⇔債権者からみた個人保証制度について  
(両社の信頼関係からなる個人保証制度の構築について)  
(事業再生の際、足かせとならない個人保証の構築について)

#### 《中小企業の経営者》

- ・事業規模が小さければ小さいほど、経営者の孤独感はとて大きい。本音で相談できる相手がいない。
- ・特にお金にまつわる相談は、なかなかできない。
- ・そうした中、金融機関への相談がとて重要なものとなる。
- ・しかし、個人保証の問題、財務の問題、なかなか本音で話せない事情がある。

#### 《後継者として》

- ・個人保証を引継ぐ際、当然、先代と個人資産の規模が違う。
- ・にもかかわらず、先代と同じ条件での個人保証はいかなものか？と思う。
- ・個人保証について、特に説明を受けていない。
- ・個人保証は当然。また、停止条件付個人保証等、他の選択肢について無知である。
- ・債権者から、色々なアドバイスを受けたい。

#### 《個人保証に対する経営者の見方》

- ・債務者として個人保証に対する抵抗感は経営者ならだれでもあり得るのではないか？
- ・事業が失敗したら、事業を継承する際、少なからず個人保証のハードルがある。
- ・個人保証があるが故、的確な判断を見誤る可能性があるのではないか？

#### 《債権者として》

- ・財務諸表の正確性？
- ・個人資産の把握。
- ・経営者の人格。
- ・停止条件付個人保証等、検討できる余地はある。

#### 《今後の両者のありかた》

- ・債務者⇔債権者同士、利害関係の有る立場。また、一番グレーにしたがる内容（お金の問題）での利害関係だからこそ、お互いが信頼をもてるような制度が必要。